

(設置)

第1条 「新時代とやまハイスクール構想」基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、今後の県立高校づくりに関する検討を行うため、新時代とやまハイスクール構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の基本方針に基づき、次の事項について検討する。

- (1) 各期に開設する新時代とやまハイスクールの方向性及び大規模校の設置方針に関する事
- (2) 第1期校の開設方針及びその開設に必要な再編統合に関する事
- (3) その他今後の県立高校づくりに必要な事項に関する事

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 富山県総合教育会議を構成する者
  - (2) 学識経験者、経済界関係者、学校関係者及び保護者のうちから、知事が委嘱した者
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、知事が招集する。

- 2 検討会議の進行は、あらかじめ会長が指名した者が行う。
- 3 検討会議は、公開する。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、会長及び委員の協議により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条第5号に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
  - (2) 公開することにより、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合
  - (3) その他公益上必要があると認められる場合
- 4 会長が、必要があると認めるときには、検討会議において関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、経営管理部学術振興課及び教育委員会教育みらい室県立高校改革推進課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。